

内務省事務第一二一三

昭和三年一月二十日

内務省調査部長

各地方長官殿

特殊物件中為材料、処分等ニ関スル標記、件ニ関シ今般左記ノ通措置ニ付トハ決定相成候条御了知上取扱上遺憾ナキヲ期セヨ

(別紙(通))

0335

特殊物件中京材料配分方針中修正及追加件

(一)昭和二十一年十月十四日付内務省発調第三三三号通牒第一号及第二号中京材料

(京京京材)ト石ニホスモノヲ調フコト

鉄鋼ニ次製品(トラム缶、高圧容器、及兵器処理委員会ノ受領スル兵器ト炭

鉄スワイロープ、鉄線、針針、金等ヲ除ク)伸銅品、染料、漆、普通鋼材

彈丸鋼、普通銃、低磷鉄、ニッケル、コバルト、ニッケル、銅(塊、棒、管、板

線及其ノ材料ニテ故品ヲ除ク)亜鉛(同上)黄銅(同上)青銅(同上)鉛(同

上)錫(同上)アルミニウム(同上)水銀、ベンチモン、石綿、雲母、ハートク、類(ニッケル

トリオール、グライシン、石炭酸、硝酸、硫酸、アセト、硝石、硝酸、ソーダ、硫酸

ナフタレン、右通牒別表ヤニキ、鍛造鋼、生ゴム、石炭、コークス、カーバイト、アルニール

硝酸、アセトン、絹布、綿布、麻布、糊ヲ削除シ此等物資ハ直ニ夫々其ノ

処理ニ関シ該省ニテ係リヨリ処理スルモノトス

0336

(二) 凡一項之物資付与既ニ処分方法ノ決定シタルモノ付与其ノ保管ノ引受
應ニ於テ行モ、処分ハ各物資付既ニ示セル所ニモテ行フト但シ引受ア
於テ必要之物資付与ハ當該物資ノ所管人協議ノ上ニ行フ

(三) 兵本關係(補給廠及東ニ造ラ除ク)東ニ造ラ通信機製造所及施設本部

(運輸建設本部ニ屬スル)ノ在庫品ニ付テハ尚書備保保管上適當ナルトキ

ハ地方官ニ關係鐵道局又ハ運輸建設本部ト協議シテ材料外

ノ物件ニ付テモ其ノ引受及保管ノ關係鐵道局通信局運輸建

設本部等ニ依頼シラルト

(四) 凡及自物品ノ引受調査・確認ニ付テハ當該原材料引受所及地方官共

同意ノ行フト

(五) 引受所ノ保管ノ關係ノ物件中地方官又ハ地方官ニ於テ具體

的ニ処分ヲ決定スルモノ付テハ地方官又ハ地方官工局ノ処分先ヲ

決定ニ關係引受テニ通告ノ關係引受テ之ニ其ノ其ノ保管ニ係
物品ノ出納ヲ行フコト

(六) 民間工場民間商賣給業者及倉庫業者ニ預托シタル金属材料ニ付テハ
地方處理委員會ノ決定ニ屬スルモノニ付テモ内務省弁調テ六二二號通
牒知五号及六号ノ趣ニ依リ原則トシテ之ヲ該工場又ハ民
商統制機關ニ拂下グルモノトスルコト

(七) 昭和二十一年十二月十日對總弁調一七一号通牒ニ依ル商工關係物
資處理要領中銅黃、青銅、錫及アルミニウム中故
品ヲ削除ス

右故品及ハ、鉄鋼ニ次製子、坩堝内物子、其ノ他處理委員會ニ
於テ一括取扱ニ付ス

0338

兵器處理特別委員會運籌要領

兵器處理委員會ニ於テ受領スベキ廢兵器等ニ付之類ノ機器部品ノ轉活
用、屑ノ處分其他解體資材ノ配分ヲ決定セシムル爲兵器處理特別委員
會ヲ設置スルコト

兵器處理特別委員會ノ構成ハ左ノ如ク

委員長 兵器處理委員會委員長

委員 各委員

軍務局長 (幹事)

内務省調査課警務第二課長 (幹事)

運輸省鐵道總局資材局總務課長

海運總局船舶局資材課長

逓信院總務局需品第一課長

農林省總務局總務課長

A 軍務課長

B 軍務一課長

商工省總務局警務課長

工務局工政課長

鐵山局非鐵金屬課長

總務局整備課長（幹事）

兵器處理特別委員會ニ於テ處理スベキ事項ヲ左ノ點トスルコト

1 兵器解体ニ際シ存留伊タルコトヲ審スベキ資材ノ決定

2 兵器及部品等ノ轉活用ノ決定

3 屑ノ處分ノ決定

4 現場ニ於ケル緊急處分ノ承認

5 其他解体濟資材ノ配分ニ關シ必要ナル事項

本委員會ノ處理スベキ事項中軍柄ノ重大ナラザルモノ及急ヲ要スルモノニ付テハ幹事タル委員ノ協議ニ依リ處理スルコトヲ得シムルコト

各省關係官、統制團體等ヲシテ必要ニ應ジ本委員會ニ出席スルヲ得シムルコト

本委員會ニ附スル庶務ハ兵器處理委員會總務局ヲシテ行ハシムルコト

備考(1) 本件配分ニ關スル方針ニ就テハ「一六」一「一七」一「一八」一「一九」一「二〇」一「二一」一「二二」一「二三」一「二四」一「二五」一「二六」一「二七」一「二八」一「二九」一「三〇」一「三一」一「三二」一「三三」一「三四」一「三五」一「三六」一「三七」一「三八」一「三九」一「四〇」一「四一」一「四二」一「四三」一「四四」一「四五」一「四六」一「四七」一「四八」一「四九」一「五〇」一「五一」一「五二」一「五三」一「五四」一「五五」一「五六」一「五七」一「五八」一「五九」一「六〇」一「六一」一「六二」一「六三」一「六四」一「六五」一「六六」一「六七」一「六八」一「六九」一「七〇」一「七一」一「七二」一「七三」一「七四」一「七五」一「七六」一「七七」一「七八」一「七九」一「八〇」一「八一」一「八二」一「八三」一「八四」一「八五」一「八六」一「八七」一「八八」一「八九」一「九〇」一「九一」一「九二」一「九三」一「九四」一「九五」一「九六」一「九七」一「九八」一「九九」一「一〇〇」

(2)

現物作業者關係上急遽處分ヲ要スルトキハ兵器處理委員會ノ責任ニ於テ處分セシメテ事後特別委員會ノ承認ヲ得セシムルモノトス
但シ此ノ場合實行機關ハ事前に各地方廳ニ於ケル調査關係事務取扱機構ノ承認ヲ受クルモノトス

兵器製造等調査ノシテ受領セシムベキ物件ニ關シ

一 本委員會ノ受領スベキ物品ハ兵器ニシテ其ノ範圍ハ左記ニ依ル

1 戦車、銃砲、 γ 特攻型兵器ハ勿論、各種戰備及基地防衛軍ニ於テ兵

隊ヲ爲シ居レルモノヲ廣ク包含スルモノトス

2 前記ノ兵器ノ部品、附屬品及取備品並ニ此等ノ半成品其他本兵器トシ

テ用ニ供セラルルモノハ之ヲ包含スルコト、從ツテ高壓容器、ド

ラム缶等ハ受領ノ範圍内トス

3 自動車、自衛貨車、郵便機械、土木機械等ハ之ヲ除外スルモノトス、

但シ右ハ獨立シテ存スルモノヲ顯ヒ航空兵器等ノ附屬品トシテノ部品

兵器ノ如キハ兵器ニ包含シテ取扱フモノトス

一 原材料及機械施設ハ本委員會ノ受領ノ範圍外トスルモ、ソノ取扱ハ左記

ノ如トス

1 銃砲、銃材、特殊鋼、ニッケル、コバルト、銅、亜鉛其ノ他ノ非鐵

屬等ノ原材料ハ原則トシテ受領ノ限ニ非ズ、但シ鑄造鋼、鐵ニシテ

以上加工ヲ加ヘタルモノハ之ヲ用物ハ本委員會ノ受領ノ範圍内トス

8 工作機械、製糖機等ニ工場ノ設備施設及工具ハ受領ノ範圍外トス
但シ修理用工具等ノ消耗品ハ此ノ限ニ非ス

8 ワイヤロープ、鐵線、麗線、釘、釘金等鐵鋼二次製品ニ付テハ本委
員會ノ受領スル兵器ト關係スルモノハ本委員會ノ受領ノ範圍トス

4 鐵雜原料、化學藥品、燃料モ原則トシテ受領ノ範圍外トス 但シ兵器
ニ關係シテ存スルゴム、硝子等ニ付テハ前記一ノ原則ニ依リ受領ノ範
圍内トス

前記一及二ノ原則ニ拘ラズ本委員會ニ於テ受領スベキ兵器ノ集積個體
介在スル物件ニ付テハ一括シテ本委員會ニ於テ受領シソノ管理下ニ
シムルモノトス

聯合軍又ハ地方廳ヨリノ要求アルトキハ前記諸項ニ拘ラズ之ヲ受領
モノトス

備考 一本受領物件ノ範圍ニ付疑義ヲ生ジタルトキハ地方廳ニ於ケ
テ詳細關係事務取扱機構ノ責任者ニ於テ裁決スルモノトス

地方ニ於ケル極小口ノ兵器ニ付テハ地方廳ニ於テ便宜本
會以外ノモノヲシテ取扱ハシムルモノトス

兵器處理委員會ヲシテ處理セシムベキ物件ノ範圍中改正
補足ノ件

一 通信機

原文一ノBノ解釋ニツキ通信機ト左ノ追加的ノ了解ヲナス

1 移動兵器搭載ノモノ及右種給用ノモノ其ノ他兵器處理物件ト混在シ分

離困難ナルモノハ委員會扱トス

2 通信機ノ取集ノ集積濟ノモノハ委員會ノ引取ノ範圍外トス

二 彈藥

原文四ニ於ケル彈藥トハ未填彈即チ彈體裝莢等ヲ意味シ填藥濟彈藥ハ之

ヲ含マザルモノトス

註1 填藥濟彈藥ハ米軍直接又ハ内務省ニ於テ處理スベキモノナルモ作樂

ノ都合上本委員會ノ現地代行機關タル各會社ニ取書上ノ處理ヲ依頼

サレタル場合ハ當然委員會本來ノ作業範圍内トス

2 火藥ハ原文一ノAニ依リ當然受領ノ範圍外ナリ

三 追加事項

東洋通商銀行株式会社 公債 証券 株式 各種 債権 債務 米穀 砂糖 豆 小麦 雑穀 油 糖 紙 布 綿 絹 毛織物 皮革 木材 炭 石 砂 土 灰 石膏 硝石 硫黄 銅 鉄 鉛 錫 鋅 亜鉛 金 銀 白金 貴金属 各種 貨物 運送 倉庫 船務 銀行 信託 代理 各種 業務 昭和 十 年 十 月 一 日 迄

三才洋行ノ銀行一ハ本邦商會ノ範圍外トス
右ハ一般回取物件トシテ帝國銀行之ヲ取扱フ

0344

興復部 四六三 號

人事
興復部

内務省興復部官憲宛旨趣通牒別冊、撰

一別冊 編一

興復品庫分編興復部、件巻付

各地方復員局
同各地方復員人事御中

昭和三十二年三月十一日

二復員部第二三〇號

長官

総務部長

庶務課長

部員

庶務主任

第二復員省

第二復員省
興復部
官憲宛旨趣通牒別冊

本府
校合
配布

0345

二〇食糧第一九二一號

昭和二十年十月十日

食糧管理局長官

内務省調査部長

殿

軍需主要ノ食糧ノ買入ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受クル米、麥、雜穀、小麥粉及乾「パン」ノ處置要綱
別紙(イ)ノ通決定相成候條御諒知ノ上別紙(ロ)ニ依リ迅速且適正ニ實施相成
度此段及通牒候也

追而食糧管理局長官及内務省調査部長トノ契約書寫(價格ハ別途通牒
ス)別紙ノ通ニ付申添候

0346

別紙(1)

軍需主要食糧ノ處置ニ關スル件

(二〇、一〇、一〇)

- 一、聯合軍ヨリ返還ヲ受クル米、麥、雜穀、小麥粉及乾「パン」ハ受領後速カニ之ヲ所在地方食糧事務所ニ引渡スモノトシ政府ハ原則トシテ之ヲ地元地方食糧營團又ハ必要ナル地方ノ食糧營團ニ引渡スモノトス
- 前項ノ引渡ハ有償トシ其ノ引渡價格ハ別途決定スルモノトスルモ缺減品傷等ニ付テハ都道府縣區食糧事務所立會ノ下ニ之ガ減額ヲ決定スルモノトス
- 二、引渡ハ都道府縣廳及食糧事務所兩者立會ノ下ニ之ヲ實施ス
- 三、受領調書ト引渡數量ト相異アリタル場合ハ其ノ理由ヲ明確ヲテシムルコト
- 四、右引渡ニ當ツテ保管地域ヨリ輸送ハ原則トシテ食糧事務所ニ於テ之ヲ行フモノトス

(備考)

1 引渡數量ハ十月末日迄ノ陸海軍要員ノ消費量ヲ控除シアル見込ナルモ然ラザル場合ハ地方廳ヨリ警備要案ニ對スル主要食糧ノ配給ヲ現地陸海軍當局ト協議ノ上適宜處理スルモノトス

2 十一月以降ノ外地引揚軍人及内地ニ於ケル復員未了軍人ノ食糧ニ就テハ食糧管理局ト陸海軍當局ト協議ノ上改メテ食糧管理局ニ於テ之ヲ賣却スベキ豫定ナルコト

3 食糧管理局ハ右ノ拂下數量ヲ考慮シ爾後ノ當該都道府縣ニ對スル拂下數量ヲ調節スルモノトスルコト

0348

別紙(四)

軍需食糧ノ處理細目

一 聯合軍ヨリ運送ヲ受クル米、麥、雜穀、小麥粉及乾「パン」ハ地方長官ニ於テ受領シ置ニ之ヲ當該食糧事務所ニ於テ買入ルルコト

二 前號ニ依ル食糧事務所ノ買入レタル主食糧ハ原則トシテ左ニ依リ之ヲ處理スルコト

(イ) 米、麥、小麥粉及雜穀ハ區ニ之ヲ當該都道府縣食糧管理團ニ對シ一般配給用トシテ賣却スルコト

但シ飯用ニ供シ待サルモノアルトキハ之ヲ味噌用其ノ他ニ賣却スルコト

(ロ) 大豆及大豆粕ハ食糧管理局長官ノ指示ニ基キ原則トシテ味噌、醬油用トシテ賣却スルコト

(ハ) 乾「パン」ハ在外者引揚用トシテ使用スル爲メ決定ナルヲ以テ食糧管理局長ヨリ何分ノ指示アル迄保管シ置クコト

(三)食糧事務所必キアリトシタル場合ハ連送ヲ爲シ得ルコト

三 購買手續ハ左ノ如クトスルコト

(一)現品引渡

(イ)現品引渡ハ在野ノ儘トシ都道府縣廳食糧事務所(必要アル場合

ハ右ノ外地方食糧管理區)立會ノ上品質及數量ノ検査(採取検査

ニ依ル検査)ヲ爲スコト

(ロ)引渡數量ハ右検査ニ基キ確定スルコト

(ハ)地方長官現品ノ引渡ヲ爲サントスルトキハ貨物引渡書ヲ當該食

糧事務所ニ提出スルコト

(ニ)食糧事務所現品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ現品領收書ヲ現地ニ於

テ地方長官ニ引渡スコト

現品領收證發行以後ニ於ケル危険負擔ハ食糧管理區ニ歸屬スル

モノトス

(四)買入代金ノ支拂

地方長官ハ中央食糧管團ニ對シテ購入告知書ヲ發行シ委任狀（食糧證券請
求行爲ノ委任）添附ノ上現品領收證ヲ購入告知書ト共ニ中央食糧管
團ニ提出スルトキハ中央食糧管團ハ食糧管理局ニ代リ買入代金ノ支
拂キ爲スコト

(三) 中央食糧管團ハ右現品領收證ニ差キ食糧證券ノ請求ヲ爲スコト
(四) 買入價格及賣却價格

(イ) 買入價格ハ一般ノ場合ニ於ケル政府賣却價格ニ依ルヲ原則トスル
コト但シ食糧事務所長ハ現品ノ品質ニ應ジ地本長官ト協議ノ上格
下スルコト

(ロ) 賣却價格ハ買入價格ト同價格スルヲ原則トスルコト
但シ買入渡更ニ目減ヲ生ジ又ハ品質ノ低下ヲ來スコトアル場合ハ
食糧事務所長ハ賣却價格ノ格下ヲ爲スコトヲ得ルコト

四 食糧事務所ハ左ノ事項ヲ食糧管理長官 宛報告スルコト

(一) 月別都道府縣種類別（米、麥、大豆、雜穀、小麥粉及乾パン等）

別)買入決定數量

(二)都道府縣別種類別買入數量(月報)

(三)都道府縣別用途別賣却數量(月報)

(四)綜合配給用ニ賣却シタルモノノ都道府縣別種類別運送並配給濟數

量(當初ヨリ累計)(旬報)

(備考)

(一)ハ可及的速力ニ報告スルコト

(二)及(三)ハ別紙様式ニ依リ翌月五日迄ニ報告スルコト

(四)ハ當該旬分ヨリ翌月以内ニ報告スルコト

0352

内務省發調第一七號

昭和二十年十月十八日

各地方長官殿

内務次官

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル陸海軍ノ資材
補給品及裝備品ノ處置ニ關スル件

標記物件ノ受領及保管ニ關シテハ容月二十八日訓第六二六號及發調第一號通牒ニ依リ夫々御措置相成リ居ルコトト存候處今般之等物件ノ處置ニ關シテハ左記各項ニ依リ措置スルコトト相成候條御了知ノ上高遣
標ニキヲ期セラレ度

道而聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル施設ノ處置ニ關シテハ別送通牒ノ豫定
ニ付爲念

記

0353

一、之等物件ノ處置ニ付テハ「客月二十四日付帝國政府ニ對スル聯合軍
最高司令部ヨリノ覺書」第五項ニ從フベキハ勿論ナルモ特ニ之ガ實
加ニ當リテハ(一)職災者、軍人遺族、外地引揚者及歸還將兵ノ救護(二)
食糧ノ確保及増産(三)醫療救護(四)交通通信ノ復舊(五)職業輔導及教育施
振ニ重點ヲ置クモノトスルコト

二、之等物件ノ處置ニ當リテハ國又ハ公共團體ニ於テ直接使用スルモノ
ヲ採キ公定價格ヲ基準トシテ有償交付スルヲ原則トシ職災者等受益
者ノ性質ニ應ジ事情ニ因リ無償交付ヲ行ヒ得ルモノトスルコト
本件收入ハ總テ國庫ニ納入セシムルコト無償交付ニ付テハ別途指示
スルコト

三、地方廳ノ保管スル之等物件ノ處置ハ總テ内務省ノ指示ニ基キ行フコ
ト

四、之等物件中重要ナル品目ニ付テハ中央ニ於テ具體的ニ處置方法ヲ決
定シ之ヲ都道府縣廳ニ通知シ處置セシムル他ノ物件ニ付テハ必要

ニ應ジテ處置ノ方針ヲ示シ總テ都道府縣廳ニ於テ具體的ニ處置セシムルコト

中央ニ於テ具體的ニ處置ヲ決定スルニ急務ニシテ地方ニ至テ是決定ノ上地方ニ通知スルコト但シ地方限リ處置セシムルヲ適當トスルコト明ナク物位ニ付テハ之ト併行シテ逐次其ノ品目及範圍ノ方針ヲ地方ニ通知スルニ應ジテ處置ヲ行ハシムルコト

各都道府縣ニ於テハ之等物位ノ處置ノ適正且ツ圓滑ヲ期スルニ應ジテ物位ニ依リテ處理委員會ヲ設ケ本件處置ニ關スル重要事項ハ總テ本委員會ノ議ヲ經ルコト

本委員會ハ地方長官ヲ會長トシ其ノ委員及幹事ハ關係廳ノ官廳、市町村長、都道府縣會議員、商工經濟會議員、農工會議、農協、漁協、林業會ノ役員其ノ他ノ適當ナル者ヨリ地方長官ニ於テ之ノ任命又ハ依頼スルコト
委員會ハ部會ヲ設ケル等ノ方法ニ依リ其ノ迅速且ツ圓滑ナル運轉ヲ期スルコト

本委員會ハ官制ニ依ラズ舊道府縣廳ニ於テ適宜ノ形式ヲ以テ之ヲ設ク
ルコト

本省都道府縣ニ於テ具體的ニ處置ヲ決定シ實施シタルモノニ關シテハ特
殊物件處理委員會ノ議決書ヲ添付シ其ノ概要ヲ內務省調查部及農林省
調査部支局（東京又ハ大阪）ニ報告スルコト

中央ニ於テ具體的ニ處置ヲ決定シタル物件ニ付テモ其ノ處置ヲ完了シ
タルトキハ右ニ進シ必要ナル事項ヲ內務省調查部及農林省調查部
ヨリ

必要アリト認メラルルモノキハ地方自治廳府ハ管内各都道府縣ニ報告
之等物件ノ處置ニ關シ適當ナル調整ヲ行フコト

八之等物件ノ處置ニ當リテハ「客月二十四日附帝國政府ニ對スル聯合軍
最高司令官ヨリノ覺書」第四項（四）ノ要求ニ應ジ得ル限リ充分ナル注意
ヲ辨フコト

本件處分ハ實情ニ即シ且ツ迅速ニ行フコトヲ自途トスルコト

内務省發調第四二號

昭和二十年十月二十五日

各地方長官殿

内務省調査部長

軍拂下皮革類（原皮、毛皮、鞣劑、革、革製品）ノ措置ニ關スル件通牒

聯合軍ヨリ拂渡ヲ受ケタル皮革類ハ左記ニ依リ措置相成慶

記

- 一 拂下皮革類ハ國內皮革統制機關タル皮革統制會ニ販賣セシムルコト
- 二 右販賣ニ關スル品位ノ決定、價格ノ査定及現物引取等ノ具體的手續ニ付テハ皮革統制會ノ各支部、出張所ヲシテ連絡ニ當ラシムコト
- 三 皮革統制會ニ於テ買取リタル皮革類ノ配分ニ付テハ中央ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

(終)

0357

昭和二十年十月二十七日

内務次官
海軍次官

船舶造修用原材料緊急配分ニ關スル件通牒

造船作業二十四時間制實施上緊急所要ノ資材ニ對シテハ海軍工廠及海軍倉庫保管ノ資材中船舶緊急造修ニ必要ナル資材ニ限り之ヲ充當スルコトトナリタルニ付（聯合國軍最高司令部了解済ミ）詳細中央ヨリ派遣豫定ノ運輸省海運總局主務者ト打合セノ上至急可然處理相成度此段及通牒候

（終）

0358

内務省發調第四一號

昭和二十年十月二十五日

各地方長官 殿

内務省調査部長

軍拂下生「ゴム」ノ措置ニ關スル件通牒

聯合軍ヨリ拂渡ヲ受ケタル生「ゴム」ハ左記ニ依リ措置相成度

記

一、拂下ゲ「ゴム」ハ國內生「ゴム」配給統制機關タル「ゴム」資材統制株式會社ニ販賣セシムルコト

二、右販賣ニ關スル品位ノ決定、價格ノ査定及現物引取等ノ具体的手續ニ付テハ「ゴム」資材統制株式會社ノ各支店出張所ヲシテ連絡ニ當ラシムルコト

0359

三「ゴム」産材株式会社統制會社ニ於テ買取リタル生「ゴム」ノ配分ニ付テ
ハ中央ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

(終)

0360

内務省發調第四〇號

昭和二十年十月二十五日

各地方長官殿

内務省調査部長

返還軍需物資中「セメント」ノ處置ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ夫々引受地方廳ニ於テ處分ヲ決定スルコトト相成タルヲ以テ聯合軍ヨリ引渡ヲ受ケタル上ハ戰災者用其ノ他緊急必要部面ニ對シ至急配分方御配慮相成度

(終)

0361

内務省發調第四八號

昭和二十年十月二十六日

各地方長官殿

内務省調査部長

元軍用地ノ使用ニ關スル件

飛行場演習場及練兵場等元軍用地ノ處置ニ關シテハ農林、糧食其ノ他緊急必要部面ニ利用スルコトト相成タル處農林利用ト決定シタルモノニ付テハ實地財源届ト御連絡ノ上貴官ニ於テ夫々地方ノ實情ニ應ジ使用者ヲ決定相成度

追而本件ニ關シテハ大藏省及農林省ノ了解濟ニ付申添候

(終)

0362

國幣二二二號

昭和二十年十月二十九日

大藏省國有財産部長

舟山正吉

各地地方長官
各財務局長

發行場利田ニ關スル件

通記ノ件ニ關シテハ前下ノ諸番執ニ鑑ミ余曠並曠發率ノ爲急速ニ之ガ活
田ヲ囑ル爲難ニ之ガ利田方針ニ關シ通繁致置際處今同關係各省島嶼ノ上
別任ノ通利用并費ヲ對立致便ニ付テハ左記事百御了知ノ上應急實施相成
庶此段及通繁際也

記

發行場ノ集計（一）取引（二）關シテハ聯合國最高司令官ヨリ十月十一

0363

日附ハAの六八六日の覺書ハ別紙ノヲ以テ附合置ニ依リ採用セラル
ルモノヲ檢キ之ガ關放右米價等六及舊八重ニ符示セラレタルモノナル
コト

三 發行場ノ農地又ハ製鹽田ニ關シテハ財務局長地方長官協賛ノ上農林
省及大藏省專署局ニ於ケル之ガ利用計畫ニ照應ヒシメ其ノ一環トシテ
實施スルモノナルコト

三 別紙利用計畫中製鹽田由予定計畫ノモトニシテ之ガ不適當ト認めラル
ルモノハ農地ニ歸田スルコト
四 同一發行場ニ於テ其ノ狀態ニ依リ農地及製鹽ノ双方ニ利用スルハ善支
ナキコト

五 本利用計畫策定以前ニ於テ新ニ製田中ノモノニ關シテハ特ニ之ガ不適
當ト認めラザル限リ當該利用方法ヲ容認スルコト

六 發行場附屬施設ノ活用ニ付ニハ何分ノモテナルを限定的ニ農地又ハ製
鹽ノ爲ニ必要ナル範圍内ニ於テ一時他田ヲ認ムルコト

七 本件利用計畫ノ實施ニ伴フ土地購下其ノ他ノ競分方法ニ付テハ別途通
覽スルモノ不取敢地方長官、財務局長各職ノ上利用者ヲ定メ一時使用ノ
形式ヲ以テ競照シ得クフト

0365

昭和二十年十月三十一日

林省山林局長
内務省調查部長

福岡大分兩縣知事 殿

返還軍需物資中木城ノ處分ニ關ヘル件

返還軍需物資中木城ハ都合ニ以テ地方處分ニ委セラルル事ト相成能候

目下左記ノ如キ特殊事情有之候ニ付真縣關係分ニ付テハ之方一元の統制

機關ノ日本木城統制組合(事務所所在地ノ福岡縣山門郡三橋村下百丁)

ニ一括拂下グル様御考慮相成度此ノ以テ依願候也

追而右ノ添付狀況不完全ニシテ複製ノ破損從テ品質低下等ノ虞レモ有

之候條可及の速ニ處理相成度

一 木蠟ハ紛取ニ伴ヒ本來ノ平和産業原料資以トシテ需要大ナルモ目下
 在庫品僅少ニシテ且ツ主安上場爲メノ爲生産ハ殊以テ減少ヲ來シ居
 リ各方面ヨリノ需要ヲ殆ド充足シ得ザル状況ニアリ
 一方日本木蠟統制組合ヨリノ大口中納介ノ斂出ニシテ数量的ニ縮リタ
 ルセノハ僅ニ買絲外一絲三箇所ニ所在スルノミチアルヲ以テ差滿リ之ヲ
 全國的ニ配給スル安ノルモノトス

一 所正箇所並ニ在厚見込製蠟

福岡縣小倉市田町 陸軍小倉造蠟廠 約六萬斤

・ 曾根所 東京陸軍第二造蠟廠曾根製造所 約二・

大分縣北海郡坂ノ市 坂ノ市製造所

三 配給先

一 日本醫藥品統制株式會社（送付先全國各地）

一 福井縣織物工業組合（福井四羽ニ重關係）

一 日本化粧品統制組合（送付先全國各地）

為送付先 日本木蠟統制組合

内務省調發第四九號
遞信省第一〇八號

昭和二十年十月二十六日

内務省調査部長

逓信院臨時逓信資材調査部長

東京、大阪支局長
各地方副局長
各地方官監長
各地方長官監長
各地方長官監長
各地方長官監長
各地方長官監長
各地方長官監長

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル通信資材（施設及
物件）ノ處理ニ關スル件

首題ノ件處理方針ヲ別紙ノ如ク決定相成候ニ付キ左記ニヨリ急速ニ實施
相成度

記

0368

聯合庫ヨリ返還ヲ受ケタル通信器材ハ全テ都道府縣廳ニ於テ受領後、
在遞信局、遞信管理課又ハ電氣通信工務局（遞信局、遞信管理課所在
地以外ノ場合）ニ引継クコト

三返還ヲ受ケル際ハ原則トシテ事前ニ都道府縣廳ニ於テ前記遞信現地法
關ニ通知シ其ノ責任者ノ現場ニ出向テ求メ返還ヲ受ケタル後直ニ之ニ
引継ヲ爲スコト

但シ直ニ引継ヲ爲スコト困難ナル場合ハ協議ノ上一旦都道府縣廳ニ於
テ保管シ爾後速カニ引継ヲ爲スコト

三遞信現地機關ハ遞信院ヨリ別途通牒スル所ニ從ヒ配分ノ實施ヲ爲スコ
ト、附屬用地、建物等ノ處置ニ就テハ所轄財政局ト打合せスルコト

四資材ノ搬送、警備、倉庫ノ獲得等ニ就キ都道府縣廳ハ遞信現地機關ニ
協力シ引継ノ圓滑ヲ期スルコト

三遞信現地機關ハ引継調書ト配分調書（受配者ノ受領書寫ヲ添付スルコ
ト）ヲ作成シ引継ヲ受ケタル都道府縣廳ニ提出スルコト

六 受口紙ニ對シ有償交付ノ場合ノ價格及代金收消處理ハ別途決定セラル
ル所ニ從ヒ處理ノコトトシ、一先ゾ配分ヲ完了シ置クコト
七 通信用ナルコト明カナル發動電機、電池其ノ他ノ電源機器ハ通信器材
トシテ處理スルコト
八 引渡調書ハ引渡數量ト差異アリタル場合ハ其ノ理由ヲ配分調書ニ附記
スルコト

0370

一 中央ニ於テ處理ヲ決定スベキモノハ

(イ) 現在施設場所ニ於テ其儘使用シ得ル施設（用地、局舎及附屬設備材料ヲ含ム）及物件

(ロ) 使用先ヲ直ニ決定シ得ル施設及物件

トス

二 前項以外ノ施設及物件ハ中央ニ於テ定ムル用途別配分基準率ニ從ヒ各通信局各通信管理部門ヲ地方廳（用地局長等ニ付テハ地方局）ト連絡ノ上配分ノ實施ニ當ラシムルモノトス

三 電気通信ノ復興用ニ重點ヲ置キ左記順位ニヨリ配分シ一割（約一割程度）ヲ復興用ニ充當スル外尙ホ餘力アル場合ニ限り新規計畫用ニモ配分スルモノトス

(四) 公衆通信用

0371

(一) 放送用（含受信用）

(二) 交通機關用

治安通信用

氣象通信用

(四) 其ノ他

四 通信器材配分基準率ハ概ネ左記ニ依ルモノトス

(1) 有線通信器材

要復興設備ニ三戰災前設備ニ一ヲ乘ジ加算セルモノノ比率ニ依ルモノトシ

「ゴム」線、電話、交換機及附屬品ハ設備電話機數

「ケーブル」及附屬品ハ設備「ケーブル」延長

裸線及附屬品ハ設備線延長

ニヨリ算出ス

(2) 無線通信器材

要復興設備ニニ現有設備及新規計畫設備ニ各一ヲ乘ジ加算セルモノ
ノ比率ニ依ルモノトシ無線用部分品及直空管ニ就テハ「ラデオ」受
信機修理ヲ優先的ニ考慮ス

尙新規計畫ニ就テハ之ヲ統合整理ノ上全般的ニ最モ能率良キ無線網
ノ構成ニ當シ得ル如ク別途考慮セラルベキモノトス

(ハ)通信施設ノ配分ニ關シテハ可及的電氣通信器材ノ配分率ニ準ズル事
トシ尙之ニ依リ難キ場合ニハ該般ノ事情ヲ勘案シ個別的ニ決定スル
モノトス

五 速急ニ民生向上ニ効果ヲ奏ゲ得ルコト明確ニシテ且緊急ノ必要アル場
合ニ限り前記方針ニ違ジ特ニ個別的ニ直チニ配分シ實効ヲ期スルモノ
トス

六 配分ヲ受ケタル施設ノ土地建物等ノ受入レニ伴フ措置ニ關シテハ受配
者ニ於テ之ヲナスモノトス

(終)

0373

内務省訓令第十九號

昭和二十年一月二十八日

内務省調査部長

農林省山林局長

厚生省勤勞局長
東京大阪支局長
各地方副局長
各地方官

特殊物件中木材ノ處分ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受クル木材ノ處分ニ關シ本月十三日特殊物件處理委員
會ニ於テ別紙ノ通決定相成候ニ就テハ右御諒知ノ上之ガ迅速適切ナル運
營ニ關シ特段ノ御配意相成候此致及通牒候

(別紙) 特殊物件中木材處分要領ニ關スル件

一、聯合軍ヨリ返還ヲ受クル木材ハ戰災復興ノ爲應急簡易住宅建築用ニ
充當スルコトヲ重歸トシテ配分ヲ決定スルモノトス

0374

三 應急簡易住宅建築用週材ハ全部住宅營團ニ直接拂下ケ不適材ハ製品所
在地ノ地方木材株式會社ニ拂下グルモノトス

前項不適材ノ區分ハ地方廳ハ住宅營團並ニ地方木材株式會社ト協議ク
上決定スルモノトス

三 地方木材株式會社ニ當スル拂下價格ハ當該都道府縣ノ發庫「ホーム」
渡販賣價格ヨリ六分引トス、住宅營團ニ對スル拂下價格ハ發庫「ホ
ム」渡販賣價格トス

四 地方木材株式會社ニ於テ拂下ケラ受ケタルモノハ一般配給ニ充當ス

五 前各項ニ拘ラズ北海道ニ於ケル産材及本州中部地（産材）ニ於ケル

北海道産材ハ日本木材株式會社ニ拂下グルモノトス此ノ場合ニ於ケ

ル拂下價格ハ北海道ニ於ケル發庫「ホーム」渡販賣價格トス前項ノ木

材ハ應急簡易住宅其ノ他戰災復興ノ目的ニ充當ス應急簡易住宅ニ充當

スベキ分ニ付テハ日本木材株式會社ヨリ住宅營團ニ販賣ス

六 住宅營團ニ於テ拂下ケラ受ケタルモノノ産材ハ最寄産材工場ニ於テ

0375

製材スルモノトスルモノ之ニ要スル輸送ハ原則トシテ住宅営團ニ於テ實施
スルモノトス

七、鑿ニ應急簡易住宅用トシテ配給割當ヲ爲シタル木材ノ數量ハ適當ナル時
期ニ於テ調整スルコトアルモノトス

0376

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル食糧用鹽ノ
處理ニ關スル件

一、聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル食糧用鹽ハ受領後之ヲ所在專賣官署ニ於テ引
渡ヲ受ケルコトトスルコト

二、右引渡ハ關係都道府縣廳及專賣官署立會ノ下ニ之ヲ實施スルコト

三、右食糧用鹽ノ現物受渡ニ際シテハ專賣官署ニ於テ原則トシテ勸買ヲ爲
スベキモ右勸買ヲ爲シ得ザル事情アリト認めラレタルトキハ其ノ餘現
物ノ受渡ヲ行フト共ニ爾後ニ於テ勸買ヲ行フコト

四、受領證書ト引渡數量トニ相異アル場合ハ其ノ理由ヲ明確ナラシムルコ
ト

五、引渡ヲ受ケタル食糧用鹽ニ付テハ當該專賣官署ハ左記ノ致レカノ措置ヲ
採ルコト

(イ) 專賣官署鹽庫ニ受入レルコト

(ロ) 現在保管場所ガ倉庫トシテ適當ニシテ且之ガ借庫ヲ爲シ得ル場合ニ

ハ當該倉庫ヲ差當リ借官庫トシテ專賣官署ニ於テ保管スルガ若クハ
適當ナル者ヲシテ委託保管セシムルコト

(四) 元賣捌人ヲシテ現物ヲ引取ラシメ之ガ正式ノ賣渡手續ハ別途行ハレ
ムルコト

六右食糧鹽ハ當該專賣局管内ノ一般配給ニ充當スルコトトシ當該專賣局
官署ニ對スル官鹽ノ配給超過分ハ爾後ノ廻送ニ於テ之ヲ調整スルコト
七當該專賣署ハ受領調書ト配給調書ハ元賣捌人ノ買受ケ、小賣人ノ買受
元賣捌人若ハ小賣人ノ直接消費者ヘノ賣渡ニ關スル證據書類ヲ添付ス
ルコト)ヲ作製シ引渡ヲ受ケタル都道府縣廳ニ提出スルコト

(備考)

(一) 引渡ハ有償讓渡ニ依ルモノトシ其ノ價格ハ政府賣渡價格トスルコト
(二) 引渡數量ハ十月末日迄ノ陸海軍要員ノ所要消費量ヲ控除シアル見込
ナルモ然ラザル場合ハ當該專賣官署ハ現地陸海軍當局ト協議ノ上別
途所要量ノ賣渡ヲ行フコト

(三)十一月以降ノ外地引揚軍人及内地ニ於ケル後員未了軍人ニ對スル食料用鹽ニ付テハ陸海軍當局ト協議ノ上專賣官署ヨリ所要數量ノ賣渡ヲ爲スコト

0379

特殊物件中被服類ノ處分要領ニ關スル件

一 聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル被服中左ノ主要品目ハ中央ニ於テ之ガ配分ヲ決定シ右以外ハ中央ノ方針ニ則リ地方廳ニ於テ處分ヲ決定スルモノトス

帽子、冬（夏）衣袴、外套、雨衣、冬（夏）褸袴及袴下、靴、地下足袋、脚絆、背囊、飯盒、水筒、携帶天幕、毛布、紙帽、防毒面、防面袋、航空服、電熱被服、防寒帽、同外套、同靴、同褸袴、同袴下、寢具類、糞溜團、蚊帳、軍手及靴下

二 主要品目ハ左ノ區分ニ依リ配分スルモノトス

- (1) 帽子、衣袴、外套、褸袴、袴下、靴下、毛布、防毒覆及寢具類ハ其ノ全部戰災者、外地軍復員者、外地引揚者ニ配給ス
- (2) 背囊、飯盒、水筒、携帶天幕ハ其ノ全部ヲ閉塞、其ノ他食糧増産關係者ニ配分ス

(3) 靴ハ戰災者、外地軍復員者及運輸通信關係者ニ配分ス

(二) 地下足袋ハ戰災者、外地軍復員者、外地引揚者、食糧増産關係者及
鑛山勞務者其ノ他ニ配分ス

(三) 防寒被服、航空被服及電熱被服類ハ北方寒冷地方方面ノ食糧増産及運
輸通信關係者ニ配分ス

(四) 車手ハ食糧増産及運輸通信關係者ニ配分ス

(五) 銃帽及防毒面ハ用途研究ノ上配分ヲ決定ス

其ノ主要品目以外ノ被服類ハ地方廳ニ於テ處分ヲ決定スルコトスルモ減
ネ左ノ要領ニヨリ配分ヲ行フテ可トス

(六) 繻、防着略衣袴、背負袋、包布、「タオル」、手拭、襪、申又、

其ノ他ノ被服藥品類ハ戰災者、外地軍復員者、外地引揚者及遺族ニ
配分ス(但繻、タオル、手拭、襪、申又、飯骨餅、菜骨柳中

陸軍供給廠在庫ノモノノ配分ヲ行ハズ外地引揚者ニ充當ス)

(七) 長靴、偽裝網、携帶天幕、遮光眼鏡、作業衣袴、水上作業被服、救
命胴衣、戰車帽子等ハ各々用途ニ應ジ食糧増産及交通通信關係者ニ配

分ス

(ハ)營内靴、白色外被、患者被服類、醫療救護用ニ配分ス

(ニ)「スキート」、生徒用被服、運動被服ハ教育關係(生徒)用ニ配分ス

(三)將校、軍屬、傭人用被服ハ職業輔導用ニ配分ス

四 戰災者、外地軍復員者、外地引揚者並ニ食糧増産及運送通信關係者ニ

對スル主要品目ノ差當リ配分數量ハ別表ノ通トス

五 戰災者、外地引揚者ニ對スル被服類ノ配分ハ厚生省、商工省、食糧増

産ニ對スル被服類ノ配分ハ農林省、商工省ト協議ノ上冬對策、織維

製品ノ特別配給其ノ他ト皖ミ合セ都道府縣別配給計畫並ニ輸送計畫ヲ

策定ス都道府縣ニ於テハ戰災援護會、全國農業會等ノ各支部及地方織

維製品統制會社ト協議シ之ガ公正適切ナル具體的配給方法ヲ決定實施

スルト共ニ配給ノ品目、數量等ヲ公表スルモノトス

六 第七及第九號ニ依リ配給スルモノ以外ノ被服類ニ關シテハ前號ノ計畫

ニ基キ地方廳ノ指導並ニ戰災援護會等ノ協力ノ下ニ各地方織維製品統

制會社ヲシテ引取ヲナシテ、輸送其他配給ノ實施ニ當ラシム尙地方織
維製品統制會社取扱品種以外ノ被服類ニ付テモ可及的ニ右ノ會社ヲシ
テ配給實施ニ當ラシムルモノトシ特ニ必要アルモノニ限り當該品種ノ
地方配給機關ヲ活用スルモノトス

地方織維製品統制會社等前項ノ措置ヲナスニ當リテハ特ニ其ノ配給對
象品目數量等ヲ明確ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

七運輸通信官廳従業員ニ對スル配給ハ夫々運輸省遞信院ニ於テ之ヲ引受
クルモノトシ官廳従業員以外ノ運輸通信關係者ニ對スル配給ハ六ニ準
ジ措置スルモノトス

八配給ハ原則トシテ有償トスルモ戰災者ニシテ特別ノ事情アルモノ並ニ
外地軍復員者及外地引揚者ニ付テハ無償ニテ配給スルモノトス
前三號ニヨル引受及賣渡價格及小賣價格ニ付テハ公定價格アルモノハ
右ニ依リ然ラザルモノハ地方廳ニ於テ決定ス

九外地軍復員者及外地引揚者ニシテ海軍艦艇ニ依ルモノニ對スル配給分

0383

陸海軍省ヲシテ引受ケシムルモノトス但シ陸海軍省停業後ハ復員ニ
關スル所管部局之ヲ引受クルモノトス

七、本件ニ依ル配給分ニ付テハ切符制ニ依ラザルモノトシ戰災援護會等
等ニ於テ適正ナル受配資格ノ認定方法ヲ講ゼシメ之ニ依リ配給スル
モノトス

八、軍手持原反及糸ニ付テハ正統ノ機構ニ於テ一括引受クルモノトシ
商工省ニ於テ關係各省ト協議ノ上之ガ製品化及配給上ニ關シ所要ノ
指示ヲ行フ

備考

本要領第一號乃至第四號ニ掲グル品類ハ陸軍被服廠及各部關係分
ナルヲ以テ右以外ノ品類ノ處分方針ニ付テハ別途決定スルモノトス